

第8回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年2月13日(火) 午後5時00分から午後5時15分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会長	7番	中井	悟		
会長職務代理	13番	西元	道啓		
委員	1番	天水	さとい	2番	近藤 一祝
	3番	安田	伸二	5番	向山 博
	6番	坂野	幸夫	8番	山田 清隆
	9番	岩間	勇市	10番	杉本 峯一
	11番	吉田	靖志	12番	椿 新二
	14番	高山	重人	15番	親谷 隆
	16番	伊藤	忠幸		

4 欠席委員 なし

5 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 諸報告について
- 第4 農用地区域の変更について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

- 議 長 ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第8回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
 それでは、日程にしたがって進めて参ります。
 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 それでは、16番伊藤委員と1番天水委員を指名いたします。
 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
 これにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。
 よって、会期は本日1日間と決しました。
 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
 第7回の総会以降の諸般について、特にありませんので報告いたします。
- 以上で諸般の報告を終わります。
 日程第4、議案第1号農用地区域の変更についてを議題とします。
 事務局から説明願います。
- 事務局
(上仙係長) 議案第1号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める、平成30年2月13日提出、蘭越町農業委員会町名。
 今回協議があったのは、除外1件です。申請者は〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体 〇〇〇〇〇作業所長 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇、現況は田、面積は〇, 〇〇〇㎡です。
 〇〇〇工事のための基点となる事務所及び宿舎他用地として使用するためであり、工事は今年の雪解けから平成38年までの8年

間を予定しており、一時転用期間の3年を大きく超えるため、除外するものです。場所は〇〇〇の裏側に〇〇〇の事務所及び宿舎がありますが、そこから町道を挟んだ向かい側になります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明をお願いします。

2 番
(近藤委員)

事務局から説明がありましたように、皆さんのお手元にあります、航空写真を見ていただければわかるように、〇〇〇の宿舎があって、町道の真向かいにあたります。所有者は〇〇〇さんの農地でありまして、前の〇〇〇のところもそうでありまして、今回もそうでありまして、残土を運ぶのが〇〇〇と同じ場所でありまして、ぜひ〇〇〇に事務所を置きたいということでありまして、ここの土地をお願いしたいということです。工期が8年ということで、地域の皆さんと、いわゆる経済効果もありまして、地域に貢献したいということで、〇〇〇のほうも私のところに来て、色々とお話を伺いました。そういうことでよろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

9 番
(岩間委員)

ここは〇〇〇だと思いますが、会社の名前があまり聞いたことのない名前だけれども、差し支えなければどこの町にある会社なのか。

2 番
(近藤委員)

〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、私が直接お話をさせていただいているのが、〇〇〇ですけれども、本社は本州のほうでありまして、とりあえず札幌の支店、今回の工事で〇〇〇のほうに営業所を置いているということです。

9 番
(岩間委員)

〇〇〇とか〇〇〇とかが、あまり聞いたことがないから。

事務局
(谷口局長)

申請書の中には、会社の中身までは書類が付いていないもので、この名前だけの共同企業体ということで申請ができていますので、次回までに調べさせてください。

1 3 番
(西元委員)

すいません。申請書が会社名となっていますが、ここは農地なのでこの会社が所有している農地ではないと思われるのですよ

ね。なぜこの会社が申請者になっているのか、賃借契約もないと思われるのですけれど、なぜこういう形になったのかお伺いします。

事務局
(上仙係長)

一時転用ではなく、除外の申請になりますので、会社から申請が上がってきています。

13番
(西元委員)

除外でもよろしいのですが、農地に対して関係のない会社、賃借契約もなければ所有権もないわけですから、第三者という形になりますよね。農地に関しては。ここで第三者が出てくるのはどういう理由なのかと。

2番
(近藤委員)

本来であれば〇〇〇さんからの除外の申請が、この書類の作り方、所有者からの除外手続きがあって、使用目的が〇〇〇が〇〇〇が使いために除外するという書類の作りかたであるのだけでも、書類の手違いがあったのか。

事務局
(上仙係長)

農振の除外の申請は、所有者ではなく除外する方からの申請になりそうです。その場合は承諾書をもらって申請することになります。

13番
(西元委員)

承諾書というのは、地主さんからこの業者が承諾書をもらってその承諾書を添付して、町に対して除外してくださいという届出だという内容でよろしいということで、この理解で。

事務局
(上仙係長)

はい。そうです。

議長

そのほかにありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議長

これをもって質疑を終了します。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第8回農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩